

差別のない明るい人権尊重社会を目指して 8月は「差別を許さない市民運動推進強調月間」です

部落差別のない社会の実現に向けて

平成28年12月に「部落差別の解消の推進に関する法律」が、令和4年7月には「埼玉県部落差別の解消の推進に関する条例」が施行されました。

この法律および県条例は、現在もなお部落差別が存在していることに鑑み、部落差別の解消に関して国および地方公共団体の責務を明らかにした上で、部落差別のない社会を実現することを目的としています。

令和6年4月には、「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律」が施行されました。さまざまな問題を抱える女性を支援するための施策を推進し、人権を尊重していくことが求められています。また、情報化の進展に伴い、インターネットを悪用した新たな差別事象も発生しています。

市では、法律や県条例の趣旨を踏まえ、人権教育・啓発、相談事業などを積極的に実施しています。

人権を守るために

市では、各地区人権教育推進協議会、公民館、自治会などさまざまな団体の協力の下、各種研修会の開催や人権リーフレットの配布、市ホームページを活用した人権課題の周知などに取り組んでいます。今後も全ての人の人権が守られるよう、法務大臣から委嘱を受けた人権擁護委員と連携し、あらゆる機会を通じて啓発活動を行っていきます。

人権標語の優秀作品がご覧になれます

市内の各小・中学校から応募のあった人権標語の優秀作品集は、市ホームページからご覧ください。



市ホームページ



〈令和7年度人権ポスター優秀作品〉
太田小学校3年 三角歩夢さん

困ったときは、一人で悩まず、相談を

- ・みんなの人権 110番 ☎0570—003—110
- ・こどもの人権 110番 ☎0120—007—110
- ※いずれも月～金曜日午前8時30分～午後5時15分(祝日・年末年始を除く)
- ・インターネット人権相談受付窓口「インターネット人権相談」で検索してください。



法務省インターネット人権相談受付窓口

▶問い合わせ 人権・男女共同参画推進課人権推進担当(内線221)

9月1日～10日は 「屋外広告物適正化旬間」です

埼玉県では、「良好な景観の形成と風致の維持」「公衆に対する危害の防止」を目的として、「埼玉県屋外広告物条例」を定めています。ルールを守り、また、定期的に安全点検を行い、事故の防止に努めましょう。

屋外広告物とは

- ・常時または一定の期間、屋外で公衆に表示されるもの(看板、立看板、はり紙、はり札、広告塔、広告板など)が該当します。
- ・文字やシンボルマーク、商標、写真などが表示されるものが該当し、営利的な広告物かの表示内容は問いません。

屋外広告物を設置するには

- ・屋外広告物には大きさや高さの制限、設置できない場所(禁止地域)、看板などを設置できないもの(禁止物件)などのルールがあり、設置には原則として許可が必要です。
- ・設置に関する相談・申請は、管理課の窓口で受け付けています。

▶問い合わせ 管理課管理担当 ☎550—1552

全国一斉「こどもの人権相談」 強化週間を実施します

さいたま地方法務局と埼玉県人権擁護委員連合会は、子どもをめぐるさまざまな人権問題に取り組んでいます。

このたび、全国一斉「こどもの人権相談」強化週間として、通常の受付時間を延長するなど、一人でも多くの子どものたちから専用相談電話による相談を受け付けます。※法務局職員と同連合会子ども人権委員会委員が相談に応じ、秘密は守られます。

▶期間 8月28日(金)～9月3日(木)

▶受付時間 午前8時30分～午後7時※8月29日(土)・30日(日)は午前10時～午後5時

▶電話番号 0210—007—110
※IP電話からは接続不可

▶問い合わせ さいたま地方法務局人権擁護課 ☎048—851—1000

納期のお知らせ(8月分)

納付書や口座振替で納めていただく方(普通徴収)

- 市県民税・・・2期
- 国民健康保険税・・・2期
- 介護保険料・・・2期
- 後期高齢者医療保険料・・・2期

納期限 8月31日(月)

- ・市税の納付には、「安心！確実！便利！」な口座振替をご利用ください。
- ・納付の相談は随時窓口で実施しています。

▶問い合わせ 収納課(内線236・237)

年金からあらかじめ差し引かれる方(特別徴収)

8月支給の年金から差し引きます。

- ①市県民税
- ②国民健康保険税
- ③介護保険料
- ④後期高齢者医療保険料

▶問い合わせ ①税務課(内線231)
②健康課(内線271)
③高齢者福祉課(内線277)
④健康課(内線227)

8月は「人権尊重社会をめざす 県民運動強調月間」です

「人権尊重社会をめざす県民運動」は、さまざまな人権課題への理解を深め、「すべての県民がお互いの人権を尊重しながら共に生きる社会」の実現に向けて、企業や民間団体・市町村を含めた県民総ぐるみで取り組む運動です。

人権啓発イベント

「ヒューマンフェスタオンライン2026」

このイベントは人権メッセージ動画や「こども時代」を振り返るインナーチャイルド診断などを通して、皆さんに人権について身近に感じてもらう内容となっています。

▶期間 8月1日(出)～9月30日(休)

▶場所 インターネット特設サイト

▶テーマ こどもの人権

▶内容 副島淳さん(俳優・タレント)によるこどもの人権に関するメッセージ動画、インナーチャイルド診断など

▶問い合わせ 埼玉県県民生活部人権・男女共同参画課 ☎048—830—2255



特設サイト



～リチウムイオン電池などの回収を強化～ 市役所などに回収ボックスを設置しました

リチウムイオン電池を含む電池などは、「有害ごみ」として月1回各地区の集積所で収集しています。

近年、スマートフォンの充電器や電動工具などにリチウムイオン電池などの充電式電池が使われるようになり、これらを誤った方法で捨てると、ごみ収集車や処理施設での火災の原因となる場合があります。

市では、リチウムイオン電池などの適正な回収を推進するため、7月1日(火)から市役所などに回収ボックスを設置しています。設置施設の開庁時間内であれば、いつでもお出しいただけますのでご利用ください。



▶設置場所 市役所総合案内、南河原支所

▶回収するもの 乾電池、ボタン電池、リチウムイオン電池、モバイルバッテリー

▶その他

- ・膨張したものは、回収の対象外です。
- ・端子部分に絶縁テープを貼り、絶縁処理をしてから回収ボックスに入れてください。

▶問い合わせ 環境課廃棄物担当 ☎556—9530

下水道事業受益者負担金をお支払いの方へ

第1期納期限 8月31日(月)

受益者負担金は、下水道供用開始となった時点で、使用の有無を問わず土地の面積に応じて賦課されます。この負担金の納付には便利な口座振替をご利用ください。また、期限内の納付が困難な場合は、納付相談をご利用ください。

なお、負担金賦課区域内の土地で売買・相続などにより受益者の変更があった方は、下水道課までご連絡ください。

▶問い合わせ 下水道課業務担当 ☎564—0303

人事異動(課長級以上の職員)

●異動 令和8年7月1日付

【部長・参事等】▶参事兼市民生活部交通政策課長事務取扱兼(教)参事 島田あかね(参事兼市民生活部交通政策課長事務取扱)

▶問い合わせ 人事課人事給与担当(内線208)